

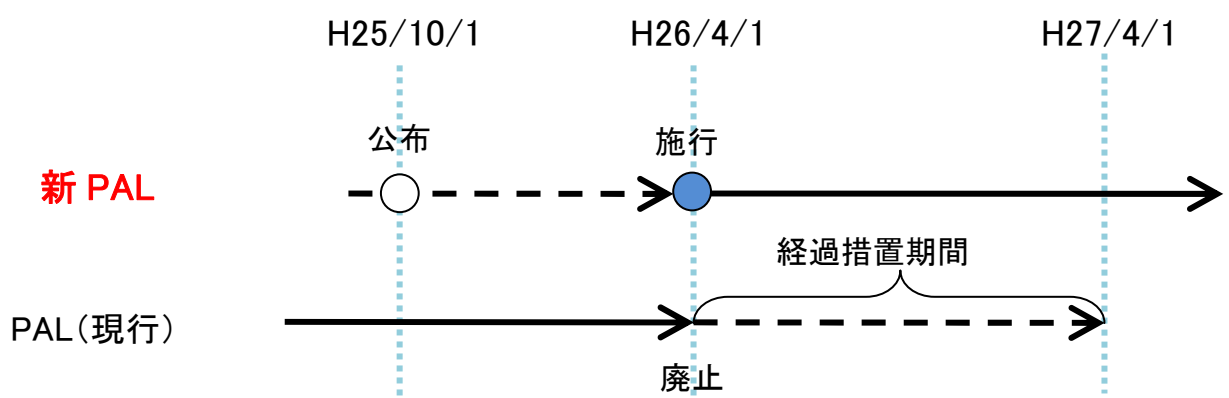
施行に向けたスケジュール（案）について

<概要>

- 告示改正に係るパブリックコメントを7月後半から実施し、10月1日に改正後の告示を公布する予定（施行時期は、非住宅は平成26年4月、住宅は平成25年10月をそれぞれ予定）。
- 今回の改正告示の施行に併せて、改正内容に関する講習会を全国で実施する予定。

【非住宅】

- PALの見直しによる省エネ判断基準、及び低炭素認定基準の告示の改正については、平成25年10月1日に公布し、平成26年4月1日に施行する予定。なお、平成27年3月31日までは経過措置として、現行（H25省エネルギー基準、低炭素認定基準）のPALの適用も認めることとする。

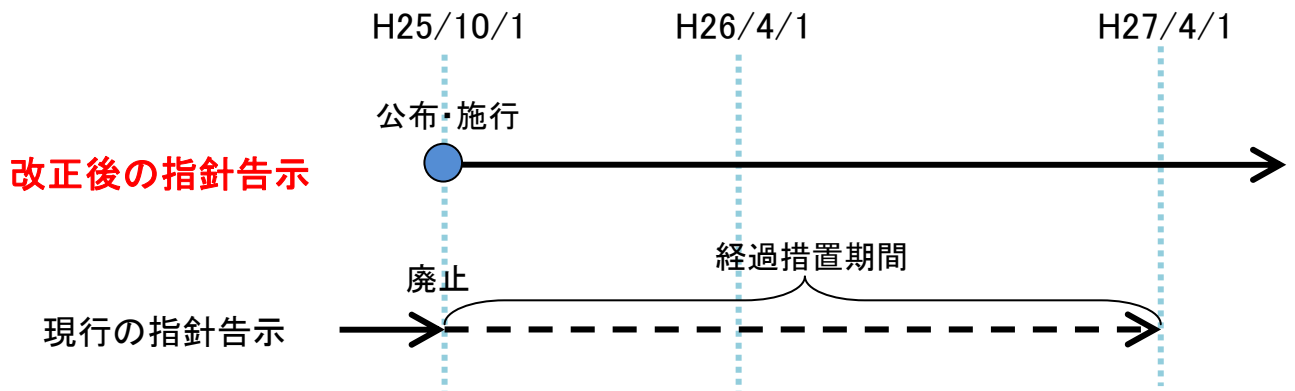


- 簡易評価法等（簡易新PAL、主要室入力法、モデル建物法）については、平成26年4月からの適用を予定。なお、プログラムの試用版を今秋にリリースし、正式版を施行日にリリースする予定。

【住宅】

- 設計・施工指針告示の改正については、平成 25 年 10 月 1 日公布・施行する予定。なお、平成 27 年 3 月 31 日までは経過措置として、現行の設計・施工指針告示の適用も認めることとする。

※ 見直し後の仕様については、当分の間適用することができることとする。



- 改正後の指針告示のうち、部位別仕様表は低炭素認定基準においても活用可能とする。(技術的助言を想定)

省エネ基準の改正に伴う住宅性能表示制度の見直しについては、今後社会資本整備審議会建築分科会にて検討を行う予定。